

\*特に区別を要する場合を除き、上場会社・3月決算会社・監査役会設置会社をモデル事例とする。

## Q17 新任取締役の研修プログラム

**Q** 新任取締役の就任時にどのような対応が必要でしょうか。また、新任取締役向けに、どのような研修を実施していますか。

**A**

会社法研究会のアンケート結果から、ほとんどの会社において新任取締役向けの研修プログラムがあり、各事業部門等の役職員による社内研修を実施している会社もあれば、社外の研修プログラムを活用する会社もあるなど、研修プログラムの内容や方法は多岐にわたります。

### 解説

#### 1 問題の所在

取締役は、その職務執行にあたり、会社の事業やガバナンス体制はもちろんのこと、取締役としての法的義務や責任等についても理解しておく必要があります。また、コーポレートガバナンス・コード原則 4-14 においても、上場会社は、個々の取締役等に対するトレーニング機会の提供・斡旋、その費用支援が求められています。そのため、新任取締役に対しては、各種の情報提供にあたり、研修を実施している会社が多いでしょうが、その内容や方法等は各社によってさまざまです。

#### 2 新任取締役就任時の対応事項

新任取締役の就任時には、多くの対応事項がありますが、たとえば、以下のような事項があげられます（以下の事項はあくまでも一例としてあげていますので、これらに限られるものではありません）。

このうち、下記②について、研修を実施することが考えられます。

##### ① 諸手続および諸契約

ア 就任承諾書等の登記用書類の取得依頼

イ 責任限定契約、D&O 保険、補償契約（いずれもある場合）の説明および締結または加入

##### ② 会社に関する情報提供

ア 事業内容

イ 組織、ガバナンス体制

### ③ 取締役会に関する事項

- ア 関係役員、取締役会事務局等の関係者との顔合わせ、前任者からの引継ぎの調整
- イ 年間スケジュールの調整（Q1「取締役会の年間スケジュール策定」も参照）
- ウ 取締役会規程、各種委員会規程等の説明
- エ 取締役会に使用する IT ツールの提供および説明
- オ 直近の取締役会資料等の提供

## 3 各社の事例

会社法研究会のアンケート結果によると、多くの会社には新任取締役向けの研修プログラムがあり、各社さまざまな研修を実施していることがわかりました。2社の事例を紹介します。

### 〔A社〕

全新任取締役を対象に、弁護士が講師を務める企業倫理研修を実施している。ほかにも意見交換会や自社イベント、設備の視察も行っている。

### 〔B社〕

新任社内取締役向けには、社外研修を活用して、選任時研修会を実施している。

新任社外取締役向けにも、就任時に、社外研修を活用しての研修会および各事業部長による事業部の説明会を行うほか、就任後も、社外研修を活用しての月例の研修会、社内の重要会議（部門会議、工場安全衛生委員会等）への出席、月例の事業部長との面談を実施し、継続的な研修プログラムを実施している。

上記2社のほか、全新任取締役を対象に、部門ごとの説明会を就任時に実施している会社が複数ありました。

**〔参考資料〕**

日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 取締役会事務局懇話会編  
『取締役会事務局の実務 コーポレート・ガバナンスの支援部門として』  
(商事法務、2021) 330 頁～335 頁